

新居浜工業高等専門学校グローバル教育センター規程

令和2年1月24日規程第1号

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校(以下「本校」という。)運営組織規則第12条の2の規定に基づき、本校におけるグローバル教育の推進を図るため、グローバル教育センター(以下「センター」という。)を置き、センターに関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) グローバル教育及び語学教育の推進に関すること。
- (2) 外国人留学生の受入れ及び支援に関すること。
- (3) 学生及び教職員の派遣・受入れ等国際交流活動に関すること。
- (4) 外国の大学等との協定及び交流に関すること。
- (5) その他本校のグローバル化の推進に関すること。

(組織)

第3条 センターは、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター員
- (4) 総務課長及び学生課長

2 センター長は、本校の企画調整会議委員の中から校長が指名する。

3 第1項第2号及び第3号のセンター員は、センター長が指名する。

4 副センター長は、第1項第3号のセンター員を兼務することができる。

(任期)

第4条 前条第1項第2号及び第3号に掲げるセンター員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 センター長は、センターの業務を指揮するとともに総括に当たる。

2 センター長は、業務の必要に応じて、センター内に部門を置くことができる。

3 センター長は、第2条に掲げる業務に関し必要な事項を審議するため、会議を招集し、その議長となる。

4 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名したセンター員が、その職務を代行する。

(協力者)

第6条 本校のグローバル教育推進のため、必要に応じて協力者を置くことができる。

2 協力者は、センターで選考し、校長が委嘱する。

(事務)

第7条 センターの事務は、総務課及び学生課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センターの議を経て、校長が別に定める。

附 則 (令和2年1月24日 制定)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 新居浜工業高等専門学校国際交流推進室規程(平成19年3月20日規程第5号)は廃止する。